

第18号議案

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

品川区立児童センター条例（昭和41年品川区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（センターの管理）

第8条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。

- (1) センターの平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
- (2) センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) センターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業の運営に関すること。

(2) センターの維持および修繕に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務

(指定管理者による個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 児童センターに指定管理者制度を導入する必要がある。